

政策委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条第3項の規定に基づき、政策委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(議事細則)

第2条 政策委員会は、議事手続きその他政策委員会の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

(構成)

第3条 政策委員会は、正会員及び後援会員の役職員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委員)

第4条 委員は、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。

2 委員の任期は1年とし、学識者のうちから選任する委員の任期は、会長が理事会の同意を得てこれを定める。ただし、委員に欠員が生じたときに前項の規定により選任する後任の委員の任期は前任者の残任期間とし、政策委員会が理事会の決議により解散したときは、その解散の日までとする。

3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長)

第5条 政策委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、会長がこれを選任する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(政策委員会の招集)

第6条 政策委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第7条 政策委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行うことができない。

(議決)

第8条 政策委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員は、1個の議決権を有する。ただし、政策委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(書面等による政策委員会)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、政策委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、政策委員会の決議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(理事、監事の出席)

第10条 理事及び監事は、政策委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、政策委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録)

第12条 政策委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第9条第1項の書面による政策委員会の議事録は、同項に規定するその附属議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(解散)

第13条 政策委員会の任務が終了したとき又はその存続の必要がなくなったと認めるときは、理事会の決議により、政策委員会を解散する。

(小委員会)

第14条 政策委員会は、必要があるときは、理事会の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。

付 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。